

戦時期日本農業問題をめぐる諸論点

— 『農業と経済』誌諸論考の分析 —

野 田 公 夫

Kimio NODA : On Japanese Agricultural Problems in the World War II Period
—Based on the articles in Magazine "Agriculture and Economy",
published in 1937-1945—

This is the study on major agricultural problems in the World War Period, based on the articles in Magazine "Agriculture and Economy", published in 1937-1945. The concluding remarks issues from this analysis are as follows.

1) Under the arable land restriction, the maximum calorie production per hectare became the new policy objective. From this viewpoint, multiple cropping of farmland and sweet potatoes were focused on.

2) Under the lack of agricultural labors and machines, transfer of not-agricultural labors, (i.e. city people, women and students), into agriculture and well-organization of cooperative working became major targets.

3) Under the lack of above mentioned production factors, controlled economy was necessary to combine these factors reasonably. But the controlled economy required too many extra jobs, so this turned to be a kind of obstacles to the controlled economy.

4) Many ideas to control landowners system had been discussed, and some of them were the original idea of the first Land Reform, planed by Japanese Government.

1. はじめに

(1) 課題と方法

順次時代を下げてきた近代農業史研究が戦時期を射程にいれたといわれてからすでに久しい。実際、戦時農業・農政の基礎資料である『戦時農業政策資料集』第一集全六巻・第二集全六巻¹⁾が刊行されたのは十数年も前のことであった。にもかかわらずそれが必ずしも順調にすすんでこなかったのは、資料環境の整備が遅れたこととともに、「総力戦体制」「大東亜共栄圏」「農工調整問題」などというキーワードに端的に示されるように、それまでの農業史研究とは異なる各段に広い視野と位置付けが必要になったという事情があろう。2003年6月、『戦後日本の食料・農業・農村』全22巻の通史編第1巻として『戦時体制期』が刊行されたが、本書は当該期農業問題研究が要請する視野と位置付けを意識しつつ取りまとめられた初めての本格的な研究である²⁾。

前掲『戦時体制』の執筆には私も加わり、「戦時期の農業生産・農業技術・農家経済」および「農業増産政策」を担当した。その際、上述の『戦時農業政策資料集』および農林大臣官房総務課が編纂したいわば正史としての『農林行政史』³⁾を整理するとともに、農業団

体（帝国農会、1943年以降は農業会）の機関誌である『帝国農会報（1943年以降は『農業研修』）』・日本農業経済学会の機関誌『農業経済研究』および農業・農村問題を対象とする代表的な商業誌である『農業と経済』⁴⁾の当該期発行分総体につき検討を加えた。国家機関（農林省）・農業団体（農会）・関連学会（日本農業経済学会）・関連ジャーナリズム（『農業と経済』）がおのおのどんな視点で何を取り上げどう論じようとしているかについて把握することにより、当該期農業問題をとらえるための視野を得たからである。

本稿は、かかる作業過程でうまれた『農業と経済』誌掲載諸論考の分析結果である。農業問題に関心が深い同時代人の問題意識・状況理解を振り返ることを通じて、戦時期日本農業問題研究を深めるうえでの論点を抽出したい⁵⁾。なお前掲『戦時体制期』における私の分担を意識して、①食糧増産政策とその下での農業生産・農業技術および普及体制、②戦時期増産政策を特色付ける共同組織や共同作業、③農家経済・農村経済の諸点に課題を絞り、④かつ日本国内に視野を限定している。

（２）戦時体制の諸段階

戦時体制期とは日中戦争の開始（1937年7月）から日本の降伏（1945年8月）までの約8年間をさすが、通常3つの時期に小区分している。第1期（1937年7月～39年）は、ほぼ日中戦争期に相当し、インフレ基調下で農業生産も農業所得も上昇がみられるとともに、農業にも機械力や化学力（肥料・農薬）の普及が本格的に開始された時代でもあった。景気は明瞭に上昇基調にあったとはいえ、昭和恐慌以来の農産物過剰感は依然として払拭されてはおらず、確かに戦争の影響が労力不足・化学肥料不足として現れてきてはいたが、直後に顕在化することになる食糧問題に対する懸念は殆んどなかった。このような楽観的見通しのうえにたって、高度国防国家建設のため航空機産業を中心とする極端な傾斜生産がとられ、前時代に比べ農業・農村の政策的ウエイトが大幅に下がった。農業・食糧問題に即して言えば、いわば「嵐の前の静けさ」といった時代であった。第2期（1940～43年）は、ほぼアジア・太平洋戦争の前期に相当する。39年に西日本と朝鮮半島を襲った大早魃により米の需給関係は一変して緊張を増し、食糧問題がにわかにクローズアップされてきた時代である。この時期には、農業・農村の組織化と統制が本格化し、それに対応して農業諸団体が統合され農業会が設立された。前期にみられた農業生産の伸張・農家経済の潤いは姿を消し、不要不急作物の減退と価格統制による農業収益の圧縮があらわれた。39年4月の臨時米穀増産施設耕地事業以降、主要農産物増産施設耕地事業（40・41年）、農地開発法（41年）などの食糧増産政策が展開されるとともに、臨時農地等管理令・農地作付統制規則（41年）などによる生産統制も本格化した。総力戦体制に相応しい農業・農村の編成替えがすすんだ時代である。第3期（1944年～45年8月）は、アジア・太平洋戦争の後期であり、戦時体制の崩壊期である。44年9月には第三次食糧増産応急対策がうたれたが、もはや長期的視点にたつ余裕はなく、即効性という視点から開拓などは放棄され既墾地改良に努力が傾注され、また労力不足

に対応した労働能率の向上という視点から農道の整備が重視された。極度の不足に陥った生産諸要素を可能な限り合理的に編成するため生産統制が飛躍的に強化され、また疎開者や学生さらには児童に至る種々の労働力動員と共同作業の推進が強力に取り組みられたが、最終盤には主要食糧作物生産も減少を余儀なくされた。

本稿では、戦時体制第2期・第3期、とりわけ研究が手薄な第3期（アジア・太平洋戦争期後半）を中心に検討を加えることにしたい。

2. 諸論考の分析

A. 食糧増産政策の性格

(1) 1943年（戦時体制・第2期）における食糧増産政策

横山五一「食糧増産対策を見る」（43年10月号）は、日中戦争以来の食糧問題の性格変化と、それに対応する増産政策のあり方を概括している。戦時体制第1期には、とくに39年を画期とする「食糧需給関係の変調」に対応して「米価据置きから引き上げへ」「食糧安全論から増産奨励論へ」という政策基調の変化があった。太平洋戦争の勃発は、さらに大きな変化をもたらした。①戦況に対応して想定される「食糧自給圏」は三度変更を強いられた。南方での緒戦の予想を上回る戦果は安易な外米依存論を台頭させた（第一次自給圏）が、②42年半ば以後の戦局膠着・悪化にともない南方外米依存論は放擲され「日満」にその範囲を縮小した（第二次自給圏）、③43年に至り日本本土のみで絶対的自給圏を構成するという第三次自給圏構想へとさらなる転換を遂げた。③の事態に対応し、食糧増産問題の位置付けが抜本的に強化された。それを予算化・法令化したのが43年6月の第一次食糧増産応急対策要綱であり、これまでいわば「農林省のみの関心」事であった食糧増産が「政府全般の関心事」になり、「各省の協力による目標達成」がめざされることとなった。これにより、河川敷や空地の農業的利用は内務省と、学徒動員は文部省と、耕作者の徴用抑制は厚生省と、各々協調しながらすすめることができることとなった。また、食糧増産に欠かせない肥料・農機具の生産と配給を「五大産業に準ずる扱いを企画院総裁」に言明させた。続く第二次食糧増産対策（43年8月）は、44年度の食糧自給を国内で達成することを目標とした。農地の開発よりもその改善が重視されたが、これは「43年度の増産計画においては殆んど断念したかにみえる米麦等の穀類の増産目標を高める意義」を有するとともに、「諸類の増産にも拍車」をかける政策である。また、「平常時を脱する」対策をとれば、食糧農産物の国内自給は可能であるという。そのためには、観念的な増産対策を止め「地についた戦意高揚」が必要だが、そのためには「新設の地方行政協議会」と農業団体の統合を活用すべきである。また「81議会で設置された標準農村を増産運動の試験場とせよ」という。

松田延一「農界一年の回顧」（43年12月号）は、戦時体制第1期から第2期への転換の意味を概括したものになっている。43年度には、「戦局に伴い、組織運営の刷新」が不可欠と

なった。農業団体の統合が実現したが、かつての統合案が「農民の利益代表的性格」をもったものとして構想されていたのに対し、「高度国防国家の建設上の組織」へと、抜本的に性格変化を遂げた。企画院と商工省の一部が統合して軍需省、農林省と商工省を一体化して農商省ができ、農商省は国民生活、軍需省は軍需品の確保という分担が明瞭となった。新たに地方行政協議会を設置したが、「地方長官」（「大物知事」が任命されるのが一般的）に「相当高度の権限を」もたせることとなったのは、地方レベルでの有効な対処を可能にしたという点で一つの活路である。食糧増産に関しては、①船舶を軍需にまわす必要もあり、「食糧の国内自給」の考え方が明瞭になるとともに、②「主要食糧」の考え方にも変更があり、これまでの米麦重点主義から諸類を含むものへの転換した。「従来は米に執着しすぎ」であったという。なお、食糧増産の第一次対策は、夏作の作付け後に決まったので実効に乏しく、主要努力を雑穀の増産に向けざるをえなかった。これに対し第二次対策では、「一定の恒久性」をもった事業が組まれている。増産に次ぐ「第二の力点」は供出運動の強化であり、「部落単位の責任供出量決定」と「割当て時期を収穫の見込みがついた頃」にする措置がとられるとともに、供出残余がでた時に当該部落が保有できる特別管理米制度の設置や生産奨励のための米価引き上げなどが実施された。ただ食糧増産にとって残された大問題は、生産資材の供給であるという。

溝口三郎「決戦食糧体制の確立と土地改良」（43年10月号）は、上述の第二次食糧増産対策で具体化された土地改良事業について、①緊急性・実施規模の大きさ・農家の実情を加味して補助率を大幅に引き上げた、②「従来の如き高級施設を廃し、応急施設としての可及的簡易な自給資材をもって実施」する、③個別農家ではなく市町村農会を立案・実施主体とする（市町村農会が当該市町村内の土地改良責任団体に）の3点に注目すべきとの指摘をした。

（2）1944年（戦時体制・第3期）における食糧増産政策

橋本伝左衛門「食糧増産増強の基本問題」（44年4月号）では、冒頭に「本年度から外米依存脱却が決まり食糧問題愈々重大に」とある。米・麦類・馬鈴薯もまずまずで43食糧年度はどうにか心配なかったが、44年度は「米など特定作物のみへの着目ではだめ」で「カロリーの総合的供給」や「空間の最大限利用」が不可欠である。供出については、まずは「時局認識の徹底と公的任務への最大限理解」および「信頼関係をつくること」であり、「報奨金等の物的措置はその後のこと」だという。

大槻正男「食糧自給と自給生産の原理」（44年5月号）は、自給可能性を問題にする。①日本は夏季高温多湿地帯であり自然条件に恵まれている、②しかしこれまで何の準備もせず今年から突如自給自足を余儀なくされた、③かつての食糧問題は米穀問題であったが米穀の増産はすでに隘路に、④「戦時食糧としては価値の大きな混飯用の大麦」に力をいれず「平時どおり生活程度向上食糧たるパン類および麺類の原料たる小麦」を重視するは誤り、⑤カロリーおよび増収可能性と肥料節約において戦時食糧として無上の甘藷・馬鈴薯が真剣に取

り上げられたのは漸く昨年のごと、⑥日本の麦は、夏季高温多雨ゆえ増収可能性はあるが品質向上は困難。にもかかわらずこれまでその困難な品質向上にチャレンジ、⑦完全に頭を切り替え、「品質を放棄して多収穫生産体制を整備せよ」。「品質を犠牲にして多収を」「小麦ではなくライ麦と大麦を」「馬鈴薯と甘藷の増産体制を」。

「決戦議会の食糧緊急増産予算」と題する1944年6月号の「時事解説」から、同年度の食糧増産対策の全体像がわかる。「敵前議会」である第85議会で決定された食糧緊急増産予算は、①予算規模でみれば、「耕地改良及び拡張」（第三次）が4割強、「重要肥料供給確保」が2割弱、「飼料緊急増産」がほぼ1割であり、以上がの3事業で7割強をしめる。②土地改良事業（第三次）は、第二次事業が「100万町歩を超える画期的事業を完遂し所期以上の成果」をおさめたのをうけ、農閑期を利用し45年の作付け時期までに労力のべ124百万人を動員してとり行う。事業内容上の特色は、暗渠排水を減らし客土と耕地整理および農道整備に力点を移したことである。客土は、資材も少なくすむうえ「増産の根本である土性改良・肥培客土等、地力培養機能を有する」ゆえ急速に大規模実施することになったもので、補助率も8割へと大幅に引き上げられた。耕地整理事業が新たに計画されたが、これは既耕地の生産力を最大限発揮することを目標にしている。農道整備は労力対策として要望が多かった。③肥料対策としては、自給肥料緊急増産施設として「無畜農家への牛馬の計画的導入」「無畜農家への自給養鶏の普及」「学徒草刈動員を基幹とする堆肥増産」の3方策を実施し、かつ重要肥料供給確保施設として硫酸等への価格補助を行う。④農業労力対策としては、「機動的でしかも効率的に動員する隊組織労力の拡大強化」に取り組み「食糧増産隊3万人を6万人に」倍増する。「府県内随所に出動して農業労力を補給」する「甲種食糧増産隊」に加え、「各市町村に平均50名程度の青少年を以って編成した」「乙種食糧増産隊」を新たに50万人組織し「村内労力補給」にあてる。この他に「農業関係学徒の通年動員」を8万人予定している。以上の施策は全額国庫負担とする。また、以上の労力動員とともに、畜力動員と、秋季農繁期対策としての「農業未活用電動機5万台の活用」をあわせ実施する。⑤農産種苗対策として、「さしあたり、甘藷・馬鈴薯および蔬菜の種苗につき緊急増産」する。蔬菜については特産地の活動に期待する。秋蒔種苗特産地として1,410部落を指定し若干の企画活動費を援助する。⑥麦は作付け面積拡張を主眼とした昨年とは異なり、44年度には「極力増産技術を動員」することで生産力の増大をはかる。蔬菜についてはとくに大都市における厳寒期の不足に備え、防寒施設と簡易貯蔵設備を設置する。⑦農業団体の活動強化。とくに技術員の拡充に力点を置く。「食糧緊急増産予算にみられる基本的性格」は、「生産条件の戦局的悪化に対抗して農業技術を総動員して土地を基本とした総合作付計画の完遂」を目指すもので「国庫は直接生産手段の配置を考え補助金の支出を惜しまない」ものである。

B. 農業技術・農業生産および技術指導・普及体制

(1) 39年以來の米需給逼迫

横山五一「食糧増産対策を見る」(43年10月号)は、39年以來の米の需給逼迫が必ずしも「西日本と朝鮮半島の旱魃」だけによるものではないことに注意を喚起する。横山によれば、旱魃による不作とともに、①日中戦争の拡大以來の米消費の増加という要因があり、②かつ労働力不足に起因する粗放化による生産減退がある。①は公定価格による米価の相対的低位が「農家による米食増加」を生んだことが原因であった。

(2) 1943年(戦時体制・第2期)における農業生産・技術問題の概要

大槻正男「食糧増産方策としての作付増加の検討—指導の末端組織の強化拡充の必要—」(43年10月号)は、第一のリミティングファクターが労働量であるという状況下では開拓政策が不合理であることを問題にする。たとえ耕地が拡張できても、多量の労働力をそこに振り向けることが既耕地の労働粗放化につながり、総体として生産量を減退させる可能性が高い。「開拓至上主義」は、「作付増加の割当て及びその完遂には甚だ熱心だが、本来の目的たる増産達成には割合鈍感」であるというミスマッチを現場指導層のなかに醸成した。増産方策には①耕地拡張・②耕地改良・③食糧作物作付割合の増加という3つがあるが、現今では①は妥当性を欠き、②③を中心にして取り組むべきである。なかでも②は、「今日の事態下に於て最も合目的な実現性の多い方法」で「排水施設は必要資材も少なく」て済み、「農閑期の冬季労働を利用して実施可能」である。また42年に「愛知県矢作町で四〇〇町の排水溝をつくって大成功を納めたのを先駆として今や全国的運動」になっているという点でも、確たる実績をもっている。③はまずもって裏作麦の作付け増加が課題となるが、面積拡大は容易であるにしても増収は相当困難。それは、作付け方式の変換をこなす農家の技術レベルと創意工夫が必要だが、実際の農家の経営能力は高くはないためだという。例えば43年度の麦不作は天候もよくなかったが、それ以上に適期作業をおろそかにしたことが大きい。とくに小麦は11月中に播種しなければ減収の恐れがあるのに、甚だしいのは1月にまでずれ込むありさまだった。このような事情の下で、③を増収に結びつけるには末端指導員のきめ細かな指導が必要であるが、個々の農家に対する直接的指導組織を欠いている。かかる役割を果たすべきは町村農会技術員であるが、「技術員」とは名ばかりで、雑務に追われる「町村農会書記」とよぶべき実態にある。宮城県農会の調査による「町村農会技術員の執務調査」によれば、「農事指導に従事する日数」はわずか65日(全体の約19%)にすぎず、実に220日(約64%)が「事務に従事する日数」であり、残りの58日(約17%)が「集会出席日数」である。ちなみに「事務」種類の内訳は、「管理米」が55日・「供出」が35日・「農業保険」が30日、次いで「各種補助申請」と「各種調査報告」がともに25日などであった。ほとんどが統制経済化にともなう事務である。戦時体制第2期である当該期において、農業基幹労働力の微発はさらに徹底的なものとなり、老人や女性などに大幅に置き換わりつつあり、「指導」

が不可欠となっている。

渡邊庸一郎「食糧戦の現段階と対策」(43年12月号)は、「今日の憂い」は「農業の科学的知識の軽視と偏狭なる労農的技術の過大評価」であるが「大道は一つ」、それは「科学・技術・実践の三身一体」的遂行であるという。「耕種改善基準」ができたが、個々の農家には浸透していないので改善を要する。個別作物の技術ではなく「経営全体の運営」を指導できるものにすることが基本であり、供出もそれに対応させる(総合供出)必要がある。「適地適産」を生かした「代替供出」を認めることも必要である。また①余すことなき地力利用・②地力の維持培養・③労力不足対策に万全を期すという「緊急食糧増産の必行事項」の貫徹が必要であるが、とくに③には農家実行組合の活躍が不可欠である。農家実行組合の共同作業については、今はもはや「必要を説くときではなく、運営の合理化・能率向上への具体的対処こそ」が必要である。「役畜・農機具の動員」「部落相互間・隣接町村間・地域間の移動労働の調整」「学徒および都市労働の農繁期救援」が三大課題である。ただし「農家にとっての深刻な憂い」は後継者問題(息子は前線に)にあるという。

(3) 1944年(戦時体制・第3期)における農業生産・技術問題の概要

1944年6月号の「時事解説」「決戦議会の食糧緊急増産予算」から、農業技術関連部分をとりまとめる。①農産種苗対策。甘藷は「優良新育成品種の急速普及のため地方農事試験場で温泉熱・温室等を利用して特殊採種」をおこなう。農林1号・農林2号・農林3号・農林4号には2万坪の採種圃をあてる。能率は一般採種のほぼ10倍になる。また種苗の確実な生産のため、3,500の市町村農業会を指定しこれを採種責任団体とする(7,000町歩2,800万貫の種蒔確保)。馬鈴薯は、採種保護地の設定を拡充する。従来の高冷地に加え平坦海浜地に秋作の特性を利用して2,000町歩の保護地を設定(500万貫の明春用種薯確保)。水田春作馬鈴薯用の催芽床約23万坪を設置し1万5,000町歩分を確保。これは種蒔をあらかじめ催芽せしめ生育期間を短縮し種蒔の生産力を高度化せんとするもの。蔬菜については、秋蒔種苗特産地に1,410部落を指定。明春用種苗の必需量確保のため本年普通栽培中から概ね3,600町歩を選定し採種用に転用する(とりあえず、南瓜・菜豆・里芋・茄子・豌豆・とまと)。さらに、優良一代雑種採種事業にて大根・菜類・甘藍等秋蒔き種子を採種。共同圃1万2,450坪で1万2,400町歩分の種子を確保。なお大日本種苗協会をして原種を選定せしめ保証票の取締りを強化する。②麦及び蔬菜の緊急増産対策。面積の拡張だけ(43年度)では増産に直結しないので、「今秋蒔きつけ麦は極力増産技術を動員」する。例えば、麦増殖法として「広幅薄蒔栽培」「移植栽培」を、いずれも10数万町歩に実地指導する。これらの技術普及のために、「講習伝導会」を開催、指導員1,000人を配置する。また広幅薄蒔栽培に必要な播種器・碎土器・土入器の購入と移植栽培に不可欠な共同育苗圃約7,600町歩に補助金を支出する。蔬菜については、「大都市の厳寒期蔬菜不足に備えて、都市近郊蔬菜生産地帯1,000町歩に防寒施設を行なう」とともに「5,000町歩には簡易貯蔵設備を設け、かつ玉葱2,000町歩分の共同育

苗圃を設置する」。同時に「蔬菜の確保、責任供出の完遂のため指導を徹底する」。③農業団体の活動強化。全市町村農業会に女子技術員を設置しその養成費および俸給は全額国庫で支給する。また地方農業会技術員を再訓練するとともに120人の指導員を設置して末端技術指導面を強化する。さらに44年度冬作より実施する「総合作付計画」の完遂を期すため市町村農業会で「部落別生産圏」を設定する。

(4) 個別作物の増産について

(水稲) 遊上孝一「農業災害と農業保険」(43年1月号)によれば、34年35年の東北冷害を契機に冷害研究が開始された。堆肥・厩肥の改良増殖、土壤に応じた抵抗性品種の開発、土地改良・床締め・客土、防風林や潮風林の設置、温床苗代・早植奨励などの諸技術の研究開発であり、それとともにこれらの諸技術を普及させる技術員の資質向上がめざされた。この時期の農業保険は、「農業経営再生産を確保することを通じて増産計画の一翼」を担うことが求められており、ゆえに「価格政策の一翼として収穫保険にまで発展せしめること」が期待され、「強制加入の方向」も検討された。

近藤萬太郎「水稲水害対策」(44年6月号)は、表記のテーマが①直播、②仮植・晩化植・陸稲・株分移植等、③早魃時の苗代と本田の手当て、④塩害対策、⑤代替作物の諸点について検討する。①については、「労力節約のための直播は24、5年前前欧州第一次戦争後国内労銀暴騰のときに考えられ」「しばしば実験もしたが失敗」した経緯があるが、「吉岡金市氏の実験で成果が出、相当有望」とわかり現在大原研究所にて研究を継続している。②については、仮植は「6月中に降雨なき時に、当分挿秧ができないと見込みのつきたる地面のため他の地面に苗を仮植えしておいて、雨を待って本田に本植する方法」「晩化植は稲作期間を短縮して三化螟虫の被害を免れるのみならず、労力を節約し他の仕事との労力配分を適正にし、水田三毛作を可能にする」もので「稲の短期栽培なので、早害の一対策にも」なる。陸稲は「早害対策として苗を陸苗代にすればその発根力が旺盛であるがゆえに植付けのときに早く活着し早害への抵抗性」をもつ。③は「代掻きを止め荒掻きにとどめる」「挿秧灌水は全面に水の行き渡りたる程度にとどめる」あるいは「麦わらを300貫散布した雑草や山草を田面に散布」して水の蒸散を防止する方法や、雑草は「大きくなりたるものを除去すると却って蒸散を促進」するので小さなうちに早く除去することが有効である。④は、海岸に近いところでは早魃時にはしばしば海水が内陸部へ逆流し塩害を発生させるし、埋立地ではしばしば塩分の吹上がおこる。これらの塩害に対しては「少量足りとも淡水を得られるならば優先的に之を注いで塩分を薄めることが第一。淡水が絶対的に得られないため稲は枯死に瀕するとすれば、たとえ塩分を含んでいても海水の塩分の10分の1くらいならばそれを与える」。⑤は最後の手段。早害抵抗力が強い作目は、粟・黍・燕麦・甘藷・馬鈴薯・胡麻であり、塩害に強いのは黄麻である。とくに甘藷は早害対抗性に優れるとともにカロリーにおいても優秀である。

(麦類とくに小麦) 大槻正男「混炊用大麦を大增産せよ」(43年12月号)は、風土条件としては日本は麦類とくに小麦には不適であると指摘する。それは①「最も晴天乾燥を必要とする麦の収穫期が梅雨時になる」からであり、②米の収穫と麦の播種とが競合し播種期が遅れると顕著な減収を呈するからである。①については、とくに小麦の場合は早生品種でも収穫は6月中旬にならざるをえないが、大麦の場合は2週間ほど早いので、なんとか入梅する前に収穫することが可能である。②については、小麦はできれば11月初旬に播種する必要がある、それを逃せば大幅な減収となる。大麦の場合は、これより2週間程度遅れても何とか可能である。なお、表作の米との競合は秋季のみならず春季においても深刻であり、むしろこの時期の労働競合が年間を通じて最高の強度をもっている。水稻の移植栽培(田植え)は、この無理を緩和する一つの手立てではあるが、それだけでは全く不十分。要求施肥水準は、大麦に対し小麦は際だって大きい。表作(米)の肥料枯れを防ぐ意味で、大麦の方が二毛作に適合している。かかる事情を背景にして、日本は歴史的に「稲作と大麦の国であり、小麦の国ではなかった」。したがってまた「粒食国であって粉食国ではなかった」が、「第一次世界大戦後の欧米食模倣化傾向」とともに小麦(粉食)需要が高まった。しかし「事情は戦争により再び急転」したのであって、戦時下の麦は、「労働と資材の不足」の下では、また「質より量」が必要な食糧事情の下では、小麦ではなく大麦でなくてはならない。ただ大麦は、農村現場では飼料(自給)と食糧(供出)との競合にさらされ、「生産量が増えても供出には出ないおそれ」がある。なお、「米糠が飼料として不可欠なために、米は高度に精白して消費する」とすれば、「農家に於てぜひ混麦飯を」普及させる必要がある。

(甘藷・馬鈴薯) 『農業と経済』45年2月号は、「主食食糧のうち、増産期待の最も大なるは藷類」として甘藷・馬鈴薯大增産のための特集を組んでいる。坂田英一「いもの意義といも作りの使命」は、甘藷・馬鈴薯は「食糧自給を急速に達成するための手段」であり「近代戦に欠くことのできないアルコール原料」とであると位置付ける。食糧としては「反収の大きさ」「無機塩類・ビタミン供給源」「アルカリ食品」として重要であり、豊凶の差が少なく増収可能性も大(3~4割増は可能)である。岩片磯雄「甘藷と馬鈴薯の経営学的考究」は、甘藷は労働集約性も資本集約性も小さくまた特殊な農機具も必要とせず、また自給肥料適合作物でもあり、時局作物に最も相応しい作物であるとする。問題は「苗半作」といわれるごとく苗代設備が収量を大きく左右すること。これに比すれば馬鈴薯は、やや高い肥料集約性と深耕の必要(7寸)があるという。

久保佐土美「種馬鈴薯の生産立地の編成替」は、馬鈴薯増産体制の組織的に整備について述べる。①42年に着手した個別検定に基づいて育成した「真の原種」すなわち原々種が44年度より採種保護地にて栽培されるようになった。②原々種圃—原種圃—第一増殖圃—第二増殖圃—採種圃という組織的拡大再生産体制が整い、農家に「健全無病の原種」を送付する条件が整った。増産の鍵であった萎縮病の克服も可能となろう。③ただし適地適産と収量重視の観点から、男爵に頼るのではなく、アーリーローズ・三円・紅丸などの品種使用を。とく

に西南暖地における増産はアーリーローズで。④多収の鍵は健全生育期間の可及的延長であり、それを保証するボルドー液の供給が必要。

中村浩「戦時馬鈴薯増産対策一主として技術対策に関して一」は、「平時の農業常識は戦時では通用しない」とし、ドイツおよびソ連の開発した新技術を積極的に導入することをすすめる。例えば、「料理の廃物たる剥皮を種とする馬鈴薯生産（ドイツ）」「頂芽一芽栽培法（ソ連）」「馬鈴薯の休眠期間を短縮し二期作を行なわんとする試み」（ソ連）などであり、内原の実験では好成績が得られたとしている。もっとも同誌同号に収録されている川上孝治郎「決戦下に於ける馬鈴薯の増産をめぐる種諸問題」は、「一応の成功をみたがなお十分の考究が必要」として、中村の楽観論とは異なり冷静な評価を与えている。

同誌末尾の「時事解説」も「甘藷馬鈴薯大増産計画」をとりあげた。「朝野の要請まさに激烈」で、政府は44年度は43年実績に比して甘藷約2倍・馬鈴薯約1.5倍の目標を掲げた。甘藷作付面積増加対策として、「陸稲・小豆の転作」「開墾と空地利用の徹底」「常習早魃田への植付け」「陸海軍幼用地等の開墾」を実施する。陸稲・小豆の転作は45年度夏作総合作付計画において優先確保する。第三次増産対策において、場合によっては「臨時農地管理令第8条および第9条を適用し確保強化」する。

（5）作付け体系

森和男「戦時下食糧増産と水田裏作の問題（下）一とくに麦作と紫雲英作との作付割合について一」（45年1月号）は、岐阜県1農村の分析をつうじて、稲・麦・紫雲英の作付けバランスを問題にしている。紫雲英を「稲麦の労力競合調整作物」「地力増強による米収量増大作物」「飼料作物」の3側面から位置付け、「これ以上の麦比重の増大は不可能」であり、紫雲英の利点を十分生かした作付体系が望ましい。

（6）農業機械・畜力利用

（石油発動機から電動機へ） 時事解説「電動機と農業労力調整」（44年5月号）は、石油不足下の電動機への切り替えにともなう問題を整理している。「幸いにして農業で電力需要が高い春秋期は豊水期で電力生産も高く軍需方面へ食込むことも少ない」ことが、「農業の電化・電動機の積極的利用増進を官民一体となって」促進させている。問題は電動機自体の不足であり、「非農家所有で季節的遊休状態にあるものの借り出し」や「企業整備により使用停止状態にあるものの転用」をすすめる。また44年4月には「電動機適正配置及移動作業隊春季農繁期労力調整実施要綱」がつくられ、電動機の適正配置と電動機移動作業隊の編成がおこなわれ、「非常な成果」をおさめた。移動作業隊は「予定の1万隊を遥かに突破した」が「電動機の適正配置」が追いつかない。また動力線の配置状況に制約され簡単に移動ができないという技術上の問題があり、「一定の場所に定置しながらできるだけ能率をあげるような工夫」や「動力線ないしは承口を中心として新しい共同作業班を編成する」ことが

必要である。農村への電線・コードの支給自体が遅れている。また、「中堅労働力を戦線に送り出した老人や婦女子が新しい農業技術・機械運転技術の習得を要望」している。

（畜力利用） 榎本善一郎「畜力利用に就て」（44年6月号）。「農馬の減少は予想通りだが役牛の増加は顕著で、全体として増加傾向」にあるが、平均すれば「耕地2町に役畜1頭」であり「1町に1頭」という目標には及ばない。また、今なお部分的な作業にしか使われておらず、今後水田における畜力除草の実施や畑作における利用など、利用度をあげる努力が望まれる。今後畜力普及を「国家的施策」として実施していくために、①水田とともに畑作の土地改良、②農機具の配給、③畜力利用技術の練成施設の充実などが必要である。①については、第二次増産対策が水田に限定していたものを第三次増産対策において畑にまで拡大することとなったもので、②については、例えば畜力除草機は1944年度の農家申し込み数が3.4万台であるのに対し供給できるのはせいぜい2万台にすぎない。

C. 労力調整・共同作業と農家実行組合

（1）農家実行組合

棚橋初太郎「統制経済と農家小組合の基調」（43年4月号）は、「社会経済的事情の変化とくに統制経済の強化の影響を考慮し、従来の私見を補修・展開したもの」である。33年調査から農家小組合の事業構成が産業組合と近似していることを指摘し、それは「かなり前から産業組合的事業を行っていたことの反映」であるとする。ただ、戦時体制下においてその性格は大きく変わり、「自由経済時代の経済的合理性ではなく、集荷・配給に対する機械的機能へ」と変質していること、共同作業についても、「ゆひ」的な慣習的相互扶助と資本主義原則の中間的性格をもったもので、「いずれの側面の過度の強調も不可」であることを指摘している。また、産業組合への農事実行組合加入の有無にかかわらず、共同販売・共同購入は農家小組合の担当となったこと、およびこれら小組合は形式的には農業会の機構から切離されていることもあわせて指摘している。なお大槻正男「人口問題と適当経営規模」（43年4月）では、できたばかりの「新農業団体」すなわち農業会の性格を問い、それが「指導奨励・統制・建議諮問・経済行為・福利増進」などを通じて「国策を遂行」する「公益的自治的職分団体」であり、「組合員の私経済に対応する共同施設としての産業組合」との類推は不可であると述べている。

（2）労力調整

大塚長四郎「請入側よりみたる農村勤労奉仕の実施状況と観察（上）」（44年6月号）は、勤労奉仕の種類を①自町村の奉仕隊、②学徒勤労奉仕隊、③都市人の勤労奉仕の3つに分ける。①は、作業適期の違いがあれば農家も参加するが主として非農家である。一般に「事情がわかりやすく動員も円滑」である。②は「人員においてほぼ9割を占めかつ実質的」である。国民学校はじめ中等学校・高専大学・その他各種学校を含むが、大半は国民学校生徒で

あり、その奉仕先の多くは自町村である。ただし大都市の高等科児童の多少は近接町村への移動奉仕も行う。「中等学校は質的に中核であり、近時工場動員により減少したことは農村労力調整上一大支障」となった。③は隣組や町内会単位をもって組織する地域単位の奉仕隊であり、「人員は募りやすいが玉石混淆」という難がある。また工場や事業所・翼賛壮年団・婦人会・官庁・軍隊など業種別単位の奉仕隊は隊ごとに量・質ともばらつきが大きい。勤労奉仕の形態は、大きく通勤か宿泊かの2つに分けられる。通勤形態は請入設備がさほどいらぬという利点はあるが、往復による労働の損失や労働時間と労働能率あるいは出勤人員の変動が大きい。宿泊の場合は、合宿形態をとるか分宿形態をとるか、同級（仲間意識）で固めるか意識的に混級（上級生リーダーシップの活用）にするかなどに一考を要する。

（3）共同炊事

「時事解説」（45年1月号）では、「共同炊事と保育所一両施設の戦時的な役割一」が取り上げられている。都市においては幼稚園が廃止され、もっぱら勤労家庭の子供を預かる「戦時保育所」へと編成替えされた。農村では春秋2回の農繁期に臨時的に保育所を開設するのが急増した。農村保育所の特徴は、通常それらは共同炊事や共同作業との関連で開設されることである。昨年秋に3万あった保育所を今年に6万に、4万あった共同炊事を8万に、各々倍加させるために農商省が相当の補助金をつけることとなったが、問題は「それぞれの地域による発達系譜の違いから、労務対策という主目標のもとに統一されていない」ことである。現在の共同炊事規模は「10戸～20戸・平均15戸、50人～100人、2人～3人で担当」が標準であるが、近年共同作業の規模（4戸～7戸、せいぜい10戸どまり）と対応させて、より小規模のほうがやり易いという声が強くなっており、農村現場の実情にあったものにするべきであろう。ただ保育所の方は、いくら小規模といっても部落を割るような小さなものにはならない。「1部落・1保育所・3～5共同炊事」程度が妥当ではないか。共同炊事については、「規模の問題が明瞭でなかったことが特配物資の有無及び消長等を通じ共同炊事開設のうえに動揺を与えていた」が、「さらに深刻になったのは、去年から今年にかけて供出の強化から農家手持米がちぐはぐになり」「1日5合の持ち出し」ができる農家とできない農家とに分かれ、利害が対立したこと。「農繁期には主食量は3割増え」るので、農閑期からそれなりの準備が必要となる。また保育所は労力対策という視点からは、幼児よりも乳児こそが対象になる。これまでは3歳以上児が主流だったが、3歳未満児を対象にするよう保育イメージを一新する必要がある。「年配の女性1人が中心になって指導すれば高等科の女生徒でも赤ちゃん3人に1人程度で可」。1施設4人として全部落に設置すれば約50万人の人手がいるが、高等科の女生徒・疎開学校の上級女生徒などみ目をつければなんとかなるのではないか。いずれにしても、これらの施設の中心人物が「在村婦人中に養成され体験されるようになると、以前とは違い、その人を中心にむらで継続して開けるようになる」のであり、「運営者を村のうちに養成すべし」である。

(4) 女性労働力

大槻正男「現戦局と農村婦人」(45年1月号)では、「農業ほど婦人労働にむくものはない」とする。鹿児島や宮崎では、「唯一婦人では代行できぬとされた畜力耕」を、「女子畜力講習会」を開催して農村女子青年に対し普及しているという経験を紹介し、農村指導部の頭の切り替えを要請する。また農村婦人は、子供を疎開に送った都市婦人より「はるかに恵まれている」という。

野尻重雄「農村婦人の勤労教育」(1945年1月号)。「従来女子には質的に困難とされていた重化学工業労働への参加が可能なのは近年の実証」であるとしながらも、「農村の知能レベルは一般に低い」「女子は殊に」そうであり、ゆえに農村女子教育が必要であるとする。これまでの女子教育は「実業陶冶より家政教育」「家政教育にしても実業学校よりは高等女学校たる傾向」が強かった。「良妻賢母」は「平時にあっては家政を処理し育児に専念する教育でよかった」が、今や実情にあわない。「乙種農兵隊」を1町村平均50名程度組織しつつあるが、これに農村女子も編成し応召農家の労力補給にあたる必要がある。また、全国教箇所の修練場において中堅女子青年の訓練を実施しつつあるが、これを各府県毎に拡充すべきである。残された問題は、「成人婦人の再教育」である。今後主婦たちが経営指導・技術指導能力を獲得していくことが肝心である。部落生産責任者や青年学校・農業会技術員は、実地指導や家庭訪問などを通じて指導を強化しなければならない。

D. 農家経済・農村経済および農村政策

(1) 農家経済

満川元親「米価引上げと生産面への影響—農業労働力の確保をめぐって—」(43年5月号)は、農家経済の一側面を次のように伝える。政策的には「個人主義的自由主義段階の止揚が課題」であるが「現実の農村経済の発展史的段階は最も貨幣経済の高潮期」にあり、調整が難しい。「軍需工場など都市工場への日雇賃金で5円～7円」「山の伐木作業で5円～6円」「池沼に網を投げれば10円～15円」であるにもかかわらず「現行米価における自家労賃は2円前後」では割があわぬ。政策的対応として共同作業があるが、「適期作業問題」をクリアするためには労力問題の解決が不可欠。「戦時下に経済的打算のみをもって行為するは非」だが「生活の経済的責任を有する農家は経済的行為に赴くことは無視し得ない事実」。「米価引上げを賃金引上げに連動させない」というが、農業労賃の低さが農業労働確保の困難さを生んでいるのであれば、農業への一律適用はまずいのではないか。

斎藤静雄「農村景気の分析」(44年4月号)は、36年から39年間までの農村景気を分析した「所謂農村景気の意義」(『帝国農会報』32巻9号、42年9月)の続編として、40年における新動向を検討したものである。前稿の論旨は、農民経済は日中戦争の開始以後急速に発展し大幅の農家経済余剰を生み出したが、その内容は農業生産力拡充よりも貯金や債権購入および旅行などの娯楽などの領域に振り向けられている、というものであった。本稿では新た

に石川県のデータを使い、39年から40年の変化をみているが、分析結果は以下のとおりである。①「収入」は依然として増加傾向にはあるがその勢いを減じた、②「支出」も増加傾向にありしかも「収入」の増加スピードを約3割上回った、③その結果39年まで増加してきた農家経済余剰はついに下降に転じた、④ゆえに、農村景気という現象のなかに40年を画期として「再生産規模の拡大性の萎縮」がみられるに至ったと評価できる。⑤しかも経済余剰という「追加資本の具体的形態」は「現金および準現金的發展」という前年までにみられた傾向を一層強化し、農業生産からの乖離をより鮮明にした。

(2) 農村政策

松田延一「農界一年の回顧」(43年12月号)は、皇国農村確立のために策定された「標準農村設定要綱」の特徴を次のように指摘する。すなわち、従来の農村政策は「生活の安定」に主要な眼目があったが、標準農村は「農業とこれに従事する農民に対する国家的要請」を遂行するもので、「自作農創設を基幹とし、適正規模の保育、農民の訓練の並行的推進」を課題とし、それゆえに「多面的・総合的」である。早川孝太郎「国家的農の性格」(44年1月号)は、皇国農村確立運動は「農村と農家のどちらに力点をおくかで大分違ったものになる」という。

吾妻東策「自作農創設か専業農家の創設か―農業再編成における地主の役割―」(43年9月号)は、皇国農村確立運動の主要内容は「適正規模農家の育成策と自作農創設事業との結合による専業自作中堅農家の育成」であり、両者の関係は次のように理解すべきであるという。①近年の小作料還元地価の下落は自創事業の農業内的な促進条件ではあるが、他方農村工業の進出による転用地価の上昇はそれを凌ぐ阻止条件である。②自創事業実施規模は38年をピークに逆に鈍化し41年には38年の半分以下にまで落ち込だ、③それは争議の漸減と転用地価の高騰により地主の熱意が低下し、かつ職工農家の道が開けた小作農も要求度合いを低下させたからである、④双方のモチベーションを高める方途は、まずもって適正規模農家を創出し小作料の安定的取収を可能にすることにより地主にもメリットを感じさせることである、⑤適正規模農家創設を先行させない自作農化は「安定農家の創出」ではなく「すでに安定している農家の自作農化」に過ぎず、生産力的効果も経済的効果もない。⑥小作農の職工農家化は土地条件が相対的に劣悪な小地主所有地におこりやすいので、小地主自らが適正規模農家になることがまずもって必要。⑦ゆえに政策的力点(資材増配・資金融通)を小地主の適正規模農家化に集中すべし。⑧要するに、「私有財産制を活用し地主を農業再編成に動員することが成功の鍵」を握るのであり、かかる政策(日本型農業革命)によってこそ、地主も小作も利するのである。

(3) 農村現場からの声

45年1月号には、財団法人京都府農村研究所が主催した「時局農村の任務を語る―『農村

責任者の座談会』一」(実施は44年11月)が収録されており、現場担当者から種々の意見が出されている⁷⁾。

①米の供出と事前割当…「中央と末端当局との理解のずれが一番怖い」「増収したら出てこない、減収しても出さないといけない。事前割当は不合理」「営農意欲に悪影響」「低位収穫農家は小作地返還も」「低収量田の供出を減らすとよい田が負担に耐えられない」。②麦の供出と事前割当…「麦の作柄予測は米以上に難しい」「逆に麦の方が増産の余地があり事前割当に適する」。③供出奨励金…「農民は奨励金に関心をもっていない」「奨励金につられて出そうという気分はない」「供出後に保有米が残るかこそが問題」「供出は純情な農村感情を変えた。奨励金はそれをますます促進」「金で出させるのはよくない。かえって増産意欲を損なう」「早害のために一生懸命働いても報奨金がなく、天候にめぐまれたら寝ていても報奨金をもらう人がでるのは大矛盾」。④その他供出関連…「甘藷10貫目の供出を割り当てられた人が自家用に9貫目の還元配給を受けると、差し引き1貫目を持って行ってもらうために16銭ださないといけない。供出価格と配給価格が違うからだというのが不合理」「竹でも同じ例。従来自分の竹藪から切り出して籠を製作。その竹を供出することになったが、1本差し引き2円60銭の損になる」「供出品目は20以上ある。去年の1月に竹を至急供出せよと命じられ雪の中で切り出したが、3月になっても取りにこない」「燃料用のアルコールにするといわれて供出したら、隣の家の食用に」「供出の横流れ多い。一生懸命刈った青草が、1日何十円ももうける馬車屋の馬が食っているという話も」。⑤農村の取引…「物々交換の時代に戻った。風呂の釜を直すにも米4斗をもってこいといわれた」「野菜などをつけないと物が買えない」「労賃を米で請求される」「労賃相場は1日10円と米1升」「農村関係の自由労務者の取締りをきびしく」。⑥実行組合長の実情…「一番やっかいは米の供出」「事務いっばい・規則一点張りがかかわん」「自分の家業もあり、よく体が続くもの」「統制経済になり技術員が事務員になり田畑に出られなくなった。実行組合長も同じ」「上から農業会までは話はおおってくると思うが、実行組合長から一般に伝えることはなかなか難しい。私が農業会で聞いてきた話をそのまま言うと決して部落ではわからない」「費用さえなんとかなれば、手の空いた商人などを事務員として使いたい」「実行組合が大切だという割には実態を知らない。役人となるものに1年ばかり村に入って実地の体験を」「精農や篤農の話ばかりをきく。普通の農家の話をきけ」。⑦作付割り当て…「増反はむやみにはできない。自由経済時代であれば増収になったが、今日の労力や肥料の状況では実収は上がらず、むしろ“かいしょ相当”にやるのが一番」「部落個々の適地適作の方法をとればよいと思うのにビール麦のように不適なもの割り当てがきて作り手がなく困っている」「作付け統制に必要な統計調査が不備」「農商省が二毛作可能地をどう定義しているか不明」「個人経営の視点からは“反別を減らして反収を増やす”、国の要求は“反別をなるべく増やす”で調整が難しい」「調整には権限が必要。生産統制令で実行組合長の権限を位置付けてほしい」。⑧労力事情…「今日の農村に農繁期・農閑期の区別はない」「農業要員の制度が一部の人の人によって悪用され、それ

が“農村労働力に余裕あり”という誤解を生んでいる」「農業要員の悪用が最大の問題。席を農業要員にしているが実は暇があれば自由労働に出る。私の村は湖畔だが、農業をほおっておいてすく藻とりに出て、1日50円にもなる。供出の諸は他からもらう。田を減らすことがやはり自慢になる」「勤労奉仕の替え玉もある」「近頃は近くにいくらでもよい口がある。会社が10円15円出す。勤労奉仕があったら、替え玉になってすぐ出て行く。何としても農業要員は実行組合長が握らないといけない」「外に出る者の農業は手薄になり、今は部落責任の供出だから、そんな連中の供出を真面目な連中が助けなくてはならなくなる」「部落ごとに経営反別のはっきりした調べをつくる必要。肥料配給のために反別調査をすると増え、供出のために調べると減り、わが部落ではその差2町7反」。

⑨畜力利用…「牛は数は増えているが、肥えないので出すに出せない」「牛が出なくなった一つの原因は、肥やすだけの飼料がなく、育成地帯から動かないから」「牛の死んだのをみたがやはり栄養不良」「近頃牛がひよろひよろして、例年やっていた品評会もできない」「牛1頭あたり飼料として大麦を3俵認めているが、とても足りない」「輸送関係で農家の牛も20日間あるいは1ヶ月間徴発するかもしれないといわれ、牛を飼うのを躊躇している」「奨励されている鶏は種卵が手に入らない」。

⑩農機具…「犁先不足が痛い」「鉄を供出した村にだけやるといって、まだ農村に鉄が残っているというのか。ずるい村ほど得をする」「京都府では今まで農機具修理に屑鉄を配給していたがそれがこなくなった」「発動機があってもガソリンがない。それで遊休発動機の鉄の回収ということになるが、発動機は200円から300円するのに屑鉄にすれば30円」。

⑪その他…「農業だけでは食えない。これが増産への隘路」「馬鈴薯を供出しても代金がなかなか支払われない」「増産問題の鍵は自作農化。自分の田には努力する」「疎開者が“闇”をつくり悪影響。魚など疎開の連中がすっかり取ってしまい農民の口に入らぬ」「疎開が闇の張本人」「子供がやってきてもあまり良い影響を与えていない」

3. まとめ—論点の整理—

本稿ではとくに戦時体制第2期・第3期における増産政策の実態を明らかにすることを課題にし、『農業と経済』誌の諸論稿を整理した。要点をとりまとめれば、以下のとおりである。

1) 「自給圏」への縮小とともに国内での増産体制が強化され、それにともない「質を捨てて量を」「土地面積当りカロリー供給量の最大化を」「増産可能性の重視を」という作物選択論理が強調された。作物的には米のみならず大麦と甘藷・馬鈴薯がクローズアップされ、技術的には総合的な土地生産力を最大にする作付方式が模索され、肥料欠乏という条件下での栽培技術が工夫された。いわば限界条件のもとで、改めて科学力の動員が強調され、普及体制の整備が課題になった。馬鈴薯等の原々種配布体制の整備など、体制が一新されたもの

もあった。また、不作はしばしば人災でもあることが強調され、各種の対応方法が研究されたことも特筆すべきであろう。当時最大の警戒心をはらっていた共産国ソ連（ルイセンコ）の学説がおおびらに研究され普及されようとしていたことも興味深い。

2) 農用資材供給の増加を望めない状況の下では、増産の鍵を握るのは労働力であり、かかる事態への政策的対応としては、共同作業と労力動員とがあった。しかし戦時体制第2期・第3期の『農業と経済』誌をみるかぎり、すでに共同作業が大きな関心を集める時期は過去っており（共同作業の必要性に論議の余地無し。問題点は現場で具体的に解決せよ）、その前提としての各種労力動員をどう成功させるかという問題に主たる関心が集中しているようにみえる。なかでも、農繁期の臨時的な労力動員とは別に、いわば恒常的労力対策それもそれまで男子基幹労働力が果たしていた役割を代替するものとして、女子労働力の農業領域への大胆な動員とその陶冶に大きな焦点があてられていることが注目される。

3) 厳しい「時局」下・統制下にあっても、国家的要請と私経済的利害との間には埋め難い矛盾があった。そして、いたずらに統制を強めても種々の脱法行為がありえた。共同作業には「替え玉」をだして他産業に従事することもできた。こうして儲けたお金で農産物を買ひ、これを「供出」に回すこともできた。都市からの買出しには「闇値」で売ることも可能である。また、肥料の配給も米の供出も経営面積に応じて配分されるが、各々の利害が異なり調査時期が違えば異なる返事をすることもありえた。国家的利害と矛盾するのは個別経営だけではない。それは「ずるい村」「賢い村」などという村々の対立としても惹起した。これは、国家の政策的基準が不明瞭なうえ、国家的要請を果たす責任を村の連帯責任に求めたことが大きい。

4) 統制経済はそれに伴う膨大な統制実務を生み出し、農村現場はそれに振り回されることとなった。農会技術員はいまや統制実務をこなす「農会書記」でしかなく、現場に直接の責任をもつ実行組合長は、現場にも出られず実態を掌握することもできず、また本来の家業にも支障をきたすような過労を強いられることとなった。戦時末期の諸条件は、農村現場の正確な把握や、それにもとづく強力な動員および個々の条件にあった適切な指導、従来とは違う農耕方式の指導と普及等を必要としたが、それは現場指導者に極端な負担を強い、またそのことによってその実行は大きな困難にぶつかっていたといえよう。

5) 吾妻東策の皇国農村確立運動に関する見解は、極めて興味深い。吾妻は同運動の2本の柱である自作農創設事業と適正規模農家の創設のうち、後者を優先することを主張する。それは適正規模農家の創設こそ農業問題解決の基本であり、地主・小作双方にとって利あるものだからである。収益性の高い安定農家の設定は小作料の安定的確保を可能にすることを通じて、自作農創設事業遂行に不可欠な「地主の協力」を得ることが可能なのである。そしてまず「小地主の適正規模農家化」から手をつけ、それを見本にして順次事業を拡大することを提案する。「地主の協力」を調達するという論理は表面には出ておらず、生産力視点と農村ヘゲモニーの再編という視点に純化されているという違いはあるが、吾妻の見解は戦後

日本政府の手で立案されたいわゆる第一次農地改革の論理に酷似している。第一次農地改革論の原型の一つを発見した思いがする。

6) 最後に、戦後とのつながりについて付言しておきたい。以上に述べた諸問題のうち、国家的要請と私経済的利害とのほごまにうまれた「闇経済・闇市場」(3))は敗戦後の混乱のなかで一気に肥大化し戦後の重要な社会問題になった。他方、農村女性の広範な経済領域への登用(2))は戦後の女性の社会進出への前史をつくり、また膨大な統制実務の遂行(4))は戦後農村が必要とした実務能力をもったリーダーの育成に一定の寄与をしたのではないかと推定される。またこの時期に必要な性が叫ばれ特殊条件にせよ一定の対処がなされた科学的検討と技術普及・指導の組織的整備(1))は、戦後の増産政策・普及体制の前提になったといえるのではないかと思われる。さらに5)は、農地問題・農政問題における戦時と戦後…周知の断絶と連続をめぐる議論を深めるうえで注目すべき論点を提示していると考えられる。いずれも、今後の実証課題としたい。

注

1) 第1集は1985年、第2集は1989年刊。いずれも楠本雅弘・平賀明彦編、柏書房刊。

2) 章別編成と執筆者は次のとおりである。農林統計協会刊。

[I]総説：(田中学)

[II]農業生産と農家経済：第1章「農業技術・農業生産・農家経済」(野田公夫)、第2章「農業生産諸要素の動向」第1節「農地」(坂根嘉弘)第2節「労働力」(清水洋二)第3節「物動」下の農業資材」(岡田知弘)。

[III]制度・組織およびその実態：第1章「戦時体制と増産政策」(野田公夫)、第2章「農地問題と農地政策」(坂根嘉弘)、第3章「農業財政と金融」(加瀬和俊)、第4章「戦時食糧問題と農産物配給統制」(玉真之介)、第5章「労務動員と農業労働力対策」(清水洋二)、第6章「農業団体と団体政策」(加瀬和俊)、第7章「農工調整問題と国土計画」(岡田知弘)。

[IV]地域と生活：第1章「戦時体制下の農村社会」(大鎌邦雄)、第2章「戦時下における都市(住民)の食生活」(野本京子)、第3章「戦時下の農村生活」(野本京子)。

[V]円ブロック圏の農業・食糧問題：第1章「満州農業と満州農業移民」(玉真之介)、2章「植民地の農業・食糧問題」(松本武祝)。

[VI]戦時体制下の農政論争—相克する農政ビジョン—(足立泰紀)。

なお、本書筆者担当分をもとにして、「戦時期食糧危機の実相」という視点からまとめなおしたものに、拙稿「『非常時』の歴史的経験に学ぶ—戦時下の食糧危機はいかにして起こったか—」『農業と経済』昭和堂・2003年10月号がある。あわせて参照されたい。

3) 農林大臣官房総務課編『農林行政史』全14巻、1967～1973年、農林統計協会刊。

4) 京都帝国大学農学部農林経済学教室と同関係者の編集により1934年に創刊された。

戦前期は、産業図書株式会社刊。現在は富民協会を経て2001年8月より出版元を昭和堂出版に移し、現在も刊行中である。本稿では、京都大学大学院農学研究科生物資源経済学専攻司書室に所蔵されている1943年1月号(第10巻1号)～1944年6月号(第11巻6号)、

1945年1月号・2月号（第12巻1号・2号）を分析した。1944年度後半の6ヶ月分は欠本のため使用できなかった。1945年は何月まで刊行できたのかについては確認していない。

- 5) いわば前掲『戦時体制期』をとりまとめるうえでの中間生産物である本稿は、もともとある出版企画のために2002年7月に脱稿していたものである。当該企画が立ち消えになったので、時期遅れの感は否めないが、若干補正を加えたうえで本誌に掲載することにした。ご了承いただきたい。なお同様に、『帝国農会報』の分析は、拙稿「戦時体制期の農業・農村組織化と集落—帝国農会『帝国農会報』・中央農業会『農業研修』の分析—」農政調査委員会報告書、2001年3月として取りまとめた。
- 7) 農村現場からの出席者は、京都府下3ヶ村・滋賀県下4ヶ村の実行組合長と岡山県下1ヶ村の農業会技師および京都府農業会副会長であり、主に京都・滋賀の農村実態が反映されている。